

保安規定および保安規程の変更について

当社は、保安管理等を定めた保安規定（原子力発電に限定したもの）および保安規程（電気事業の用に供する電気工作物に関するもの）を変更するため、本日、経済産業省に認可申請および届出を行いました。

これは、当社のデータ改ざん等の不適切な事案に対する経済産業省からの行政処分（変更命令）に基づいて、見直しを行ったものです。

今後、この規定等を遵守し、安全で適切な業務運営に努めてまいります。

○保安規定変更の概要（申請）

経営責任者による安全確保に対する関与の強化	<ul style="list-style-type: none">・ 重大な事態が発生あるいは発生の恐れがある場合、社長に適切な報告がなされるよう体制を整備する。・ 社長への報告は、発電所長および原子炉主任技術者双方から行う。・ 社長は、原子炉安全を最優先し、必要な指示を行う。・ 社長は、原子炉施設の保安に関する重要事項について審議する保安委員会審議結果について、定期的に報告を受ける。
原子炉主任技術者の独立性向上	<ul style="list-style-type: none">・ 原子炉主任技術者を組織面、人事面において発電所の保安組織から独立させる。・ 原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかにならないよう専任化する。・ 原子炉主任技術者から社長に直接報告し、指示を受ける体制を整備する。
運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告	<ul style="list-style-type: none">・ 運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に関する技術基準への不適合が生じた場合は、社長への報告事項であることを明確化する。・ 原子炉主任技術者は、自らの責任により事態を確認し、社長へ報告する。
保守工事の記録	<ul style="list-style-type: none">・ 作成、保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保守工事に関する記録を追加し、その記録すべき対象に、法令に基づいて講じた手続きの有無、内容が含まれるようにする。・ 法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録し保存する。

※保安規定…「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定められており、原子力発電所の運転の際に実施すべき事項などを記載している。事業者が定めて申請を行い、国の審査を経て認可を受けるもの。

○保安規程変更の概要（届出）

主任技術者の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の独立性を確保するため、主任技術者の上級職位の遵守事項、役割について明確にする。 ・主任技術者を、管理・監督が可能な者から選任することを基本とする。 ・十分な責任と権限を有して主任技術者の職務を遂行し、責任範囲が適切な規模となるよう選任する。
主任技術者の職務の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者は、電気事業法に基づく工事計画の申請・届出を必要とする工事について、手続きが取られたことを確認する。 ・主任技術者は、電気事業法上重要となる記録の内容を点検し、これを確認する。
保安教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守のほか、保安規程遵守に関する教育をする。 ・電気事業法、これに関係する法令および保安規程に関する教育をする。 ・保安教育を計画的に実施するため、関係規程類に定める。
工事計画届出に関する規定の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・電気工作物の設置、変更について管理職は、電気事業法に基づく工事計画の申請・届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、その結果を主任技術者が再確認する。 ・主任技術者は、工事計画の申請・届出を行う必要があるものについて手続きが取られたかどうかを確認する。

※保安規程：「電気事業法」に定められており、発電所などの電気工作物について、点検や検査方法等の保安対策を事業者が定め、国へ届出るもの。

以 上